一斉受令端末賃貸借仕様書

特記仕様書

和歌山県

1 仕様書概要説明

1.1 調達の目的

一斉指令システムから配信された情報を受信し、自動印刷を行うための一斉受令端末を賃貸借する。

1.2 契約期間

機器賃貸借の実施期間を次のとおりとする。

契約期間：契約日から令和 14 年３月 31 日まで

機器設置：令和９年３月 31 日まで

賃貸借、運用保守業務実施期間：令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

1.3 調達する機器および数量

機器名	参考商品	数量	設置場所
一斉受令端末（デスクトップパソコン）	NEC：PC-M1L47AZGR （ディスプレイ NEC：LCDAS224WMI-CA5、キーボード NEC: PC-M-KBETHR）	68 台	本庁・出先機関、市町村、消防本部等※別紙「設置場所及び数量一覧表」参照
一斉受令端末（ノートパソコン）	NEC: PC-V1LN5BAGT	68 台	
一斉受令端末（複合機）	EPSON:PX-M730F	101 台	
一斉受令端末（プリンタ）	EPSON: PX-S730	35 台	
小型スピーカ	サンワサプライ：MM-SPL2N3	136 台	
Office ライセンス	Office LTSC Standard 2024	17 個	
ウイルス対策ソフト	ESET PROTECT Advanced	181 個	

1.4 性能、機能及び技術等の要求要件の概要

1.4.1 本調達にかかる性能、機能及び技術等の要求要件（以下「技術的要件」という）は、「2 調達機器にかかる技術的要件」に示すとおりである。

2 調達機器にかかる技術的要件

2.1 一斉受令端末（パソコン）

2.1.1 ハードウェア（デスクトップ型）

2.1.1.1 CPU はインテル Core i3 プロセッサー 14100 相当以上であること。

2.1.1.2 メインメモリは 16GB 以上であること。

2.1.1.3 内蔵 SSD は 500GB 以上であること。

2.1.1.4 DVD スーパーマルチドライブを装備すること。

2.1.1.5 10BASE-T／100BASE-TX／1000BASE-T を内蔵で装備すること。

2.1.1.6 USB3.0 以上準拠の USB ポートを３ポート以上装備すること。

2.1.1.7 外部ディスプレイコネクタ（アナログ RGB）ミニ D-Sub15 ピン及び HDMI ポートをそれぞれ装備すること。または、HDMI ポートを 2 ポート装備すること。

2.1.1.8　キーボードは日本語 JIS 準拠であること。横幅 40cm 以下であること。
2.1.1.9　USB 接続光学マウスを装備すること。
2.1.1.10 外部スピーカー接続用の端子を有すること。
2.1.1.11 ディスプレイは 21.5 インチ相当以上であること。外形寸法は横幅 49cm 以下、高さ 40cm 以下であること。
2.1.1.12 最大解像度はフル HD 対応（1920×1080）相当以上であること。
2.1.1.13 全ての機器は既設の専用ラック（19 インチラック）に収納可能なこと。

2.1.2　ハードウェア（ノート型）
2.1.2.1　設置場所については、別紙を参照すること。
2.1.2.2　CPU は Core 3 304 プロセッサー相当以上であること。
2.1.2.3　メインメモリは 8.0GB 以上であること。
2.1.2.4　内蔵 SSD は 500GB 以上であること。
2.1.2.5　1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T インターフェースを内蔵で装備すること。
2.1.2.6　USB3.0 以上準拠を３ポート以上装備すること。
2.1.2.7　キーボードは日本語 JIS 準拠であること。
2.1.2.8　USB 接続光学マウスを装備すること。
2.1.2.9　ポインティングデバイスとしてフラットポイントを有すること。
2.1.2.10 内蔵ステレオスピーカーを有すること。
2.1.2.11 外部スピーカー接続用の端子を有すること。
2.1.2.12 電源供給方式は AC アダプタ又は内蔵バッテリーにより可能なこと。
2.1.2.13 バッテリー駆動時間は 2 時間以上とすること。
2.1.2.14 ディスプレイは 16 インチ相当以上であること。
2.1.2.15 解像度はフル HD 対応（1920×1080）相当以上であること。
2.1.2.16 HDMI ポートを装備すること。

2.1.3　ソフトウェア
2.1.3.1　ソフトウェアのバージョンはすべて導入時点での最新版とすること。ただし、導入するパソコン及び指定する OS 上で完全に稼働しない場合、あるいは導入するパソコンの障害復旧に支障がある場合、あるいは本県が開発中の「一斉指令システム及び監視制御システムの再構築・運用保守委託」の一斉指令システム等において障害が発生する場合は、本県の承認を得た上で稼働するバージョンを決定とすること。
2.1.3.2　ソフトウェアはすべて日本語版で導入すること。
2.1.3.3　導入するソフトウェア、OS について、県が別途調達するものを除き、ライセンス等の取得が必要な場合は、そのライセンスも必要数分取得しておくこと。また、設置時には必要なライセンス認証を受託者にて完了させること。
2.1.3.4　OS は Microsoft Windows 11 Pro（64 ビット版）とすること。
2.1.3.5　ソフトウェアについては下記のソフトウェアを「1.3 調達する機器および数量」に記載の分調達すること。なお、賃貸借期間中にライセンスのサポートが終了する場合は、受託者の負担で有償サポートの追加もしくは後継製品を導入する等、賃貸借期間終了まで継続して利用できること。
ア　Microsoft Office LTSC Standard 2024
イ　ウイルス対策ソフト（ESET PROTECT Advanced）

2.2　一斉受令端末（複合機）
2.2.1　ハードウェア

2.2.1.1　県で動作確認済みである製品（EPSON:PX-M730F）を導入すること。
2.2.1.2　インクは本体へ１セット取り付けし、予備のインクカートリッジとして各色１個附属すること。
2.2.1.3　パソコンとの接続用ケーブルは、2.0m程度の USB ケーブルとし、本調達のパソコンと接続可能であるものを一斉受令端末台数分調達すること。

2.3　一斉受令端末（プリンタ）

2.3.1　ハードウェア

2.3.1.1　既設の専用ラック（19 インチラック）に収納が可能なこと。横幅 45cm 以下、奥行 50cm 以下、高さ 30cm 以下であること。
2.3.1.2　プリンタはカラーインクジェットプリンタとする。
2.3.1.3　A4 カット紙の印刷が可能なこと。
2.3.1.4　前面給紙が可能であること。カセットへ給紙（200 枚以上）が可能であること。
2.3.1.5　USB 接続が可能なインターフェースを有すること。
2.3.1.6　インクは黒とカラーインクのカートリッジが区分されていること。
なお、カラーインクカートリッジの細分については問わない。
2.3.1.7　インクは本体へ１セット取り付けし、予備のインクカートリッジとして各色１個附属すること。
2.3.1.8　パソコンとの接続用ケーブルは、2.0m程度の USB ケーブルとし、本調達のパソコンと接続可能であるものを一斉受令端末台数分調達すること。

2.4　小型スピーカー

2.4.1　入力端子はステレオミニプラグとしパソコンと接続できること。
2.4.2　実用最大出力 5W 程度であること。
2.4.3　ボリューム調整ができること。

2.5　その他ライセンスについて

以下のライセンスについては、本調達で調達すること。

・Windows Server 2025 デバイス　CAL 必要数分

2.6　LAN ケーブル

LAN ケーブルは CAT5e 以上のもので 5.0m程度のものを必要数分とする。

3　導入スケジュール

全ての機器の設置を令和９年３月 31 日までに完了することとする。ただし、「一斉指令システム及び監視制御システムの再構築・運用保守委託」で作成する一斉受令ソフトウェアの完成時期の遅れ、機器の納期遅れ等により設置が遅れる場合は県と協議の上対応を決定すること。

詳細な配置スケジュールについては、本県と受託者と「一斉指令システム及び監視制御システムの再構築・運用保守委託」の受託者の間で協議の上、調整を行い、受託者は、速やかに適正な進捗管理が可能な作業計画書を作成し、本県の承認を得ること。

4　設置・設定条件

4.1　設置条件

4.1.1　一斉受令端末（パソコン）

4.1.1.1　一斉受令端末（パソコン）の設置場所は別紙「設置場所及び数量一覧表」のとおりとする。

4.1.1.2　設置場所の詳細については、本県の指示に従うこと。
4.1.1.3　機器設置以前に設置計画を本県に提出し、本県の承認を受けること。
4.1.1.4　機器設置以前に、導入機器及びソフトウェアの正常稼働の事前テストを行い、正常稼働を確認するとともに、本県に正常稼働を確認した機器を貸し出し、本県の確認及び了承を受けること。
4.1.1.5　機器設置場所では機器の据え付け、配線接続及び調整を行うこと。また、地震対策用粘着固定マット等でハードウェアに対して地震対策を行うこと。
4.1.1.6　設置にあたっては、既設の一斉受令端末が設置されている場所については、置き換えを行い、既設 LAN ケーブルを本調達の端末と接続する。詳細については、県と協議の上で決定する。

4.1.2　一斉受令端末（複合機）
4.1.2.1　一斉受令端末（複合機）の設置場所は一斉受令端末（パソコン）と同じ場所とする。
4.1.2.2　設置場所については、本県の指示に従うこと。
4.1.2.3　機器設置以前に設置計画を本県に提出し、本県の承認を受けること。
4.1.2.4　一斉受令端末（パソコン）と接続し、印刷設定等を行うこと。
4.1.2.5　設置にあたっては、既設の防災 FAX が 19 インチラックに設置されている場所については、防災 FAX と置き換えを行い設置する。
それ以外の場所については、既設のプリンタと置き換えを行い設置する。
4.1.2.6　既設の防災 FAX に配線されている電話線を複合機に配線すること。
4.1.2.7　機器設置場所では機器の据え付け、配線接続及び調整を行うこと。また、地震対策用粘着固定マット等でハードウェアに対して地震対策を行うこと。

4.1.3　一斉受令端末（プリンタ）
4.1.3.1　一斉受令端末（プリンタ）の設置場所は一斉受令端末（パソコン）と同じ場所とする。
4.1.3.2　設置場所については、本県の指示に従うこと。
4.1.3.3　機器設置以前に設置計画を本県に提出し、本県の承認を受けること。
4.1.3.4　一斉受令端末（パソコン）と接続し、印刷設定等を行うこと。
4.1.3.5　設置にあたっては、既設のプリンタが設置されている場所については、置き換えを行い設置する。
4.1.3.6　機器設置場所では機器の据え付け、配線接続及び調整を行うこと。また、地震対策用粘着固定マット等でハードウェアに対して地震対策を行うこと。

4.1.4　小型スピーカー
一斉受令端末へ接続を行うこと。

4.2　設定
4.2.1　一斉受令端末（パソコン）
4.2.1.1　ネットワーク設定については、県から提供する情報に基づいて設定すること。
4.2.1.2　県が指定するドメインへ参加すること。
4.2.1.3　コンピューターのセキュリティ識別子（SID）等のコンピューター固有の情報を複数の端末で誤って重複して設定することのないようにすること。
4.2.1.4　ソフトウェアについては下記のソフトウェアをインストールし、必要なセットアップ作業を行い、機器を使用可能な状態にしておくこと。
ア　Microsoft Office LTSC Standard 2024

イ　UltraVNC（64bit 版）クライアントソフト
ウ　Adobe Acrobat Reader DC
エ　Google Chrome

4.2.1.5　「2.2 一斉受令端末（複合機)」「2.3 一斉受令端末（プリンタ)」のプリンタドライバをインストールすること。

4.2.1.6　本業務で整備する複合機、プリンタをデフォルトの印刷設定とすること。

4.2.1.7　Microsoft Office、OS についてはライセンス認証をさせること。

4.2.1.8　「一斉指令システム及び監視制御システムの再構築・運用保守委託」で作成する手順書に従い、一斉受令ソフトウェアのインストールを行うこと。(一斉受令ソフトウェアとは「一斉指令システム及び監視制御システムの再構築・運用保守委託」の一斉指令システムにおける受令機能を有するソフトウェアである。)

4.2.1.9　その他県が指定する設定を行うこと。

4.3　試験

4.3.1　防災ネットワークとの接続が確立されること等の試験を実施する。詳細については、県と協議の上決定する。

5　障害対応及び保守体制

全ての機器が常に良好な状態で稼働するように、ハードウェア及びソフトウェアに対し、障害・保守対応を行うこと。

保守は平日 9 時から 17 時 45 分までとする。

ただし、災害発生時等に障害が発生するなど保守時間外での対応が必要な場合においては、別途協議により障害対応を行うものとする。

5.1　サポート拠点が和歌山県本庁舎及び各振興局（海草・那賀・伊都・有田・日高・西牟婁・東牟婁）から 40km 以内の地点又は連絡を受けてから自動車で２時間以内に訪問できるような距離に立地すること。

5.2　本県の故意または重大な過失により生じた障害は除き、賃貸借期間中に対象機器に障害が発生した場合（天災地変により機器障害が発生した場合を除く。）は速やかに対応を行い、正常稼働状態を保証すること。

5.3　本県執務室内等での通常の使用状態における以下に示す事由による障害は、故意の場合を除き重大な過失とはみなさない。

5.3.1　水、粉塵またはこれらに類するものが、機器の内部に侵入することによる障害

5.3.2　機器の転落、機器への他の物品の転落またはこれに類する事由による障害

5.4　全ての機器に対し、新価特約付きの動産保険を付すること。

5.4.1　保険請求の手続きについては、障害・保守対応の一部として行うこと。

5.5　対象機器の障害時の対応は次のとおりとする。

5.5.1　障害発生時は、速やかに当該所属を訪問し対応することとし、必要な場合は当該所属と連絡のうえ、訪問時間等を取り決め対応を行うこと。また、和歌山県防災企画課担当者へ連絡を行い、復旧について承認を得ること。

5.5.2　障害対応は機器設置場所で行うこと。但し、対応が困難な場合は拠点へ持ち帰り、速やかに（概ね一日以内）修理を行い、機器を設置所属に再度設置し、正常動作を行うことを確認すること。

5.6　ハードディスク等障害が発生し、ソフトウェアの再インストール、設定作業が必要になった場合は、その作業を行い、設置時の状態へ復旧させかつ、県が提供するソフトウェア、インストール・設定手順書に基づき作業すること。インストール・設定手順書に

は、ウイルス対策ソフト、一斉受令ソフトウェア等の作業手順が含まれる。
5.7　ハードディスク等の記憶装置の交換を行う場合は、別紙「記憶装置のデータ消去及び破壊細則」に従って作業を実施すること。
5.8　一斉受令ソフトの障害時には、「一斉指令システム及び監視制御システムの再構築・運用保守委託」の受託者と協力して原因追及にあたること。
5.9　障害対応履歴等、障害支援及び保守体制に係る作業履歴をとりまとめ、報告すること。

6 その他
6.1　担当者の選任及び連絡体制を作成の上、県の承認を得ること。
6.2　梱包材の取扱については、設置場所での指示に従い、要求がある場合は持ち帰ること。
6.3　機器の設置及び稼働にかかる必要事項については、県の指示に従うこと。
6.4　県が指定する管理番号を記入したラベルを作成すること。
　6.4.1　ラベルは、パソコン本体表蓋の右上に貼ること。
　6.4.2　ラベルは、容易に剥がれたり破損したりしない材質とすること。
　6.4.3　ラベルのサイズは、概ね縦 1.0 ㎝×横 10.0 ㎝以内とする。
　6.4.4　ラベルの色は白色とし、文字は黒色とすること。
6.5　障害発生時の障害対応連絡先を記入したラベルを作成すること。
　6.5.1　ラベルは、パソコン本体表蓋の左上に貼ること。
　6.5.2　ラベルは、容易に剥がれたり破損したりしない材質とすること。
　6.5.3　ラベルの文字が使用中に消えないようにすること。
　6.5.4　ラベルのサイズは、概ね縦 5.0 ㎝×横 10.0 ㎝以内とする。
6.6　契約対象のハードウェアは、全て製造されてから一度も使用されたことがないものとすること。
6.7　契約期間終了後、本仕様書で調達する全ての機器等を受託者の負担で機器設置場所から撤去すること。なお、撤去日は契約期間終了後で県が指定する日とする。
6.8　解約・契約期間終了による機器の撤去時には、別紙「記憶装置のデータ消去及び破壊細則」に従って作業を実施すること。
6.9　「和歌山県情報セキュリティ基本方針」及び「和歌山県情報セキュリティ対策基準規定」を遵守すること。内容については本県ホームページを参照のこと。
6.10　成果品は次のとおりとする。
　一斉受令端末等機器仕様及び設置場所一覧表
　機器設定一覧表
　連絡体制
　作業計画書
　試験結果
　設置写真
　ライセンス等に係る書類（写し）
6.11　納品については製本された図書（紙）２部、電子媒体（DVD 又は CD）を作成し納品すること。